

本部町法定外公共物の用途廃止に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、法令に特別の定めがあるもののほか、本部町法定外公共物の管理に関する条例(平成16年本部町条例第2号)第2条に規定する法定外公共物で、将来においてその目的の用に供する必要がないものを用途廃止する場合の事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(用途廃止ができないもの)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合は、用途廃止できないものとする。ただし、代替施設等によりその機能が補償され、かつ、用途廃止によって周辺地域への影響がない場合については、この限りでない。

- (1) 用途廃止することによって付近の土地が袋地となる場合
- (2) 機能を有している場合
- (3) 将来他の公共施設の敷地として存置する必要がある場合
- (4) 上下水道管等が埋設されている等、公共利用がある場合
- (5) 道路・水路の機能を低下させるおそれがある場合
- (6) 利害関係人等の用途廃止の同意が得られない場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、用途廃止すべきでない町長が判断した場合

(申請者)

第3条 用途廃止の申請ができる者は、当該法定外公共物の隣接土地の所有者で、用途廃止後の当該用地の買受け申出又は自らの土地に代替施設を設置し寄附又は交換する意思をもつ者とする。

(用途廃止申請)

第4条 法定外公共物の用途廃止の申請をしようとする者は、法定外公共物用途廃止申請書(別記様式第1号)に次の書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 位置図(縮尺 2,500 分の 1 以上)
- (2) 公図の写し
- (3) 現況平面図・断面図(縮尺 100 分の 1 から 500 分の 1)
- (4) 地積測量図
- (5) 境界確定図の写し
- (6) 同意書(別記様式第2号)
 - ア 隣接土地所有者(共有地については、全員の同意を得ること)
 - イ 地元地区長
 - ウ 土地改良区又は水利組合の代表者(農業用施設として利用されていない場合は不要)
- (7) 現況写真
- (8) 土地登記簿謄本(隣接土地すべて)
- (9) 代替施設に関する書面(代替施設を設置する場合)
- (10) 代理人により申請する場合は、委任状(別記様式第3号)

2 前項の書類のうち、現況平面図・断面図及び地積測量図については、土地家屋調査士、測量士又は測量士補が作成したものとする。

(用途廃止の決定又は却下)

第5条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、当該申請の現地確認するなどした後、適正かつ速やかに審査し、その可否を決定し、法定外公共物用途廃止決定(不受理)通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(用途廃止施設の評価)

第6条 用途廃止施設の評価は、いわゆる里道、水路のような長狭物等は必要に応じて不動産鑑定士による鑑定評価によるものとする。

2 固定資産税標準価格の算定において用いる、標準価格を採用するものとする。

3 申請者の費用負担により、不動産鑑定士による鑑定評価額を採用することができる。この場合、前項の標準価格を採用することはできない。

(代替施設の寄附等)

第7条 用途廃止する条件として、これに代わるべき代替施設を設置した場合は、代替施設及びその敷地を町へ寄附し、又は交換しなければならない。

(代替施設の設置に係る事前協議)

第8条 第3条の規定により代替施設を設置して用途廃止の申請をしようとする者は、あらかじめ町長と協議しなければならない。

(代替施設の設置基準)

第9条 代替施設は、次に定めるところにより設置しなければならない。

(1) 設置した者のみでなく、公衆の利便をもたらすものであること。

(2) 面積については、用途廃止する財産と等面積以上であること。ただし、町長が代替施設の機能及び価値等から等面積の必要がないとして特に認める場合は、この限りでない。

(代替施設を寄附する場合の手続)

第10条 第7条の規定により代替施設を寄附しようとする者は、代替施設に係る寄附採納願(別記様式第5号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 位置図(縮尺 1/2,500 以上)

(2) 公図の写し

(3) 平面図・断面図(縮尺 1/100~1/500)

(4) 求積図

(5) 現況写真

(6) 土地登記簿謄本(発行から1か月以内のもの)

(7) 登記承諾書(別記様式第6号)

(8) 印鑑証明書(発行から3か月以内のもの)

(9) 資格証明書(法人に限る。発行から3か月以内のもの)

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要とする書類

2 前項の添付書類のうち平面図、断面図及び求積図は、土地家屋調査士、測量士又は測量士補が作成

するものとする。

- 3 第1項の願い出をするに当たっては、次に定める事項が既に整っているものとする。
 - (1) 代替施設の整備工事等が完了し、かつ、用途廃止する財産と同様の機能を有していること。
 - (2) 代替施設が、相続財産、寄附しようとする者に係る所有権以外の権利の設定のある財産又は一筆の土地の一部であるときは、あらかじめ、寄附しようとする者において当該財産についてそれぞれ相続、権利抹消又は分筆の登記を完了していること。
- 4 申請者は、用途廃止した財産の所有権移転登記と同時に願い出土地の所有権移転登記を行うものとする。

(用途廃止した財産と代替施設を交換する場合の手続)

第11条 第7条の規定により用途廃止した財産と代替施設を交換しようする者は、土地(法定外公共物)交換申請書(別記様式第7号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(縮尺 1/2,500 以上)
 - (2) 公図の写し
 - (3) 平面図・断面図(縮尺 1/100~1/500)
 - (4) 求積図
 - (5) 現況写真
 - (6) 土地登記簿謄本(発行から1か月以内のもの)
 - (7) 登記承諾書(別記様式第8号)
 - (8) 印鑑証明書(発行から3か月以内のもの)
 - (9) 資格証明書(法人に限る。発行から3か月以内のもの)
 - (10) 交換契約書(別記様式第9号)
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要とする書類
- 2 前項の申請をするに当たっては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第3項中「願い出」とあるのは「申請」と、「寄附」とあるのは「交換」と読み替えるものとする。
 - 3 申請者は、申請のあった双方の土地について所有権移転登記を行うものとする。

(申請等に係る書類作成費用)

第12条 第4条、第10条及び第11条において、書類作成等に係る費用は申請した者の負担とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年5月1日から施行する。

平成29年9月25日 改定